

サービスの種類により異なります。
第2 1条(サービス内容)

1. 会員から専用フリーダイヤルにて問合せがあった事項に関して、下記の情報提供を行うことで、トラブル解決のサポートを行うものとします。
- (1) トラブルの解決のために必要となる必要措置等の案内。
- (2) 行政機関窓口、消費者保護団体、カウンセラー等の専門家の紹介。
- (3) その他、トラブル解決のサポートのために必要な情報
2. 健康・医療相談に関しては、健康・医療・介護・育児・メンタルなどのご相談について保健指導の範囲でアドバイスを行うものであり、診療・医療行為ではありません。病院情報や健康に関する情報をご提供するサービスです。
3. 以下の事項に関しては、サービスの対象外とします。

- (1) 恋愛・信仰など、精神的な価値観に関する事項
 - (2) 法令や社会通念に反する事項
 - (3) その他、情報提供が著しく困難と認められる事項
 - (4) その他、当社が対象外と判断した事項
- 第2 2条(生活相談ダイヤルをご利用いただく際のご注意)
1. 会員は、本サービス有効期間内において、年間3回まで問合せを行うことができます。
 2. 生活相談ダイヤルによる情報提供後の下記の情報については、会員の負担になりません。

- (1) 書類申請等にかかる費用等
 - (2) 弁護士・カウンセラー等と個別に相談を行う場合の報酬等
 - (3) その他、紛争解決のために発生する費用等
- 第2 3条(免責)
- 生活相談ダイヤルから提供した情報は、会員がトラブルを解決するための手段であり、会員に強制するものではなく、情報の利用についての責任は、会員本人に帰属するものとします。当社は、生活相談ダイヤルからの情報に基づき、会員又は第三者に発生した損害(他者と間で生じたトラブルに起因する損害を含みます)及びサービスを利用できなかったことにより、会員又は第三者に発生した損害について、故意又は重大な過失がない限り、損害賠償等、いかなる責任も負わないものとします。

第4章 生活便利サービス

第2 4条(目的)
生活便利サービスは、会員の暮らしに役立つサービスの提供を目的とします。

第2 5条(利用資格)
生活便利サービスは、会員及びサービス対象者に限り利用できるものとします。

第2 6条(利用方法)
会員は、会員規約及びパンフレットに記載された内容等に従って自らの責任と負担により生活便利サービスを利用するものとします。会員専用カスタマーセンターの受付時間は2 4時間年中無休とします。但し、生活便利サービスの提供時間はサービスの種類により異なります。

第2 7条(内容の変更・中止)
当社は、目的の遂行に必要な場合、又はその他必要に応じて、会員の承諾又は会員への事前通知なく内容を変更し、サービスの提供の一部又は全部を中止できるものとします。

- また以下の場合は生活便利サービスの提供を中断することができますものとします。
- (1) 震災・火災・洪水・津波・戦争・騒乱・労使争議
 - (2) システム障害・停電
 - (3) 本サービスに係わるシステムの定期的又は緊急に行う保守・点検
 - (4) その他予測できない事態
- 第2 8条(禁止行為)
- 会員は、以下の行為を行ってはならないものとします。

- (1) 生活便利サービスを営利目的で利用する行為、生活便利サービスを通じて営利を得る目的の行為
- (2) パンフレットに記載されている内容を超えるサービスの提供を求る行為、又は会員規約を逸脱する行為及びそれに類する行為
- (3) 生活便利サービスに係わる個人・法人・団体を誹謗中傷する行為
- (4) 生活便利サービスに係わる個人・法人・団体が保有する著作権、財産権、その他の権利を侵害する行為、又は侵害する恐れがある行為
- (5) 生活便利サービスに係わる個人・法人・団体に不利益又は損害を与える行為、又は与える恐れのある行為

- (6) 政治・選挙・宗教活動及び個人の思想による活動の一切と、それに類する行為
 - (7) 犯罪、反社会的行為を含む公序良俗に反する行為、又はそれに関連する行為
 - (8) 法律上、前条の禁止行為を行った場合のある行為
 - (9) その他、生活便利サービス利用の一般的なマナーやモラルを著しく逸脱し、不適切と判断される行為
- 第2 9条(提供の可否)
以下の事由に該当した場合、当社は生活便利サービスの提供を拒否することができますものとします。
- (1) 会員が、会員規約に違反した場合
 - (2) 会員が、前条の禁止行為を行った場合
 - (3) 当社が会員として不適切と判断した場合
- 第3 0条(問題解決)
会員は、提供会社の過失、義務不履行により損害を受けた場合、自らの責任と負担において提供会社との間で問題解決にあたるものとし、当社は一切責任を負いません。

第5章 自転車修理補助金サービス

第3 1条(サービス内容)
入会期間中に会員所有の自転車が破損し会員が修理費用を支払った場合、本制度に従って自転車修理補助金サービスの提供を受けることができます。なお、給付金額は会員規約第3 4条第1項(2)②記載の自転車修理専門店の発行した領収書の金額又は2,000円のいずれか低い金額とします。

第3 2条(自転車修理補助金給付条件)
自転車修理補助金(以下「補助金」という)給付の条件は以下の通りです。但し、1年分以上の会費を支払うまでは給付の対象にはなりません。また、補助金は、次の全ての要件を満たしている場合に限り給付されます。

- (1) 会員自身の所有自転車、自転車修理専門店にて修理したこと(会員自身が修理した場合は給付対象外とする)
- (2) 自転車修理専門店に修理を依頼する前に、当社へ報告していること
- (3) 補助金対象破損箇所は、タイヤ、鍵、チェーンに限る
- (4) 補助金の支払いは、本サービスの会員期間(サービス有効期間)の間1回の利用に限る(契約更新後は次の更新日までの間1回の利用に限る)
- (5) 当社が適切と判断すべき合理的な理由があること

第3 3条(除外事由)
次の各号の、いずれかに該当する場合は、補助金は給付されません。

- (1) 会員の所有ではない自転車の修理
- (2) 盗難被害
- (3) 戦争その他の変乱による破損被害
- (4) 地震、噴火、風水雪災害、その他の天災の影響のもとでの破損被害
- (5) 核燃料物質又は核燃料物質に汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性の発生の影響のもとでの破損被害
- (6) 前号以外の放射線照射又は放射能汚染による破損被害
- (7) 破損が無かった場合
- (8) 自転車修理専門店が発行した領収書の日付の翌日から当社5営業日以内に当社に報告しなかった場合
- (9) 会員が、会員規約等に違反した場合
- (10) 会員が、故意に自ら事故を起こした場合
- (11) その他、当社が不適切と判断すべき合理的な理由がある場合

第3 4条(補助金請求の受付及び支払い)
会員は自転車修理専門店が発行した領収書の日付の翌日から当社5営業日以内に以下の各事項を当社に報告し、同領収書の日付の翌日から当社7営業日以内に当社所定の申請書を提出しなければなりません。また、当社は、補助金請求の受付業務及び当社が必要と判断した調査業務を行います。

- (1) 当社の補助金申請受付時の確認事項
- (2) 住所、氏名、電話番号、性別
- (3) 修理が必要となった日時と詳細な状況
- (4) 自転車修理専門店が発行した領収書

① 当社に対して補助金請求を行う場合、会員は次の資料を添付しなければなりません。

- ① 当社所定の自転車修理補助金申請書
- ② 自転車修理専門店が発行した領収書
- ③ 会員の本人名義の金融機関口座番号等の情報
- ④ その他、当社が必要と認める書類

(3) 当社が、自転車修理補助金サービスの対象修理であると判断したときは、当社は会員本人名義の金融機関口座に当社が申請を受理した月の翌月末までに補助金をお振込み致します。

第1章 総則

第1条(準用)
総則の規定については、「ライフサポート2 4 mamorocca」の会員規約のうち、第1 1条を除く、第1条から第3条を、準用します。第1条から第3条中、「株式会社サウンド・コーポレーション」を「株式会社ヴァンガード・ミス」に読み替え、「当社」とは「株式会社ヴァンガード・ミス」を指すものとし、第1 0条記載のURLを(v-smith.co.jp/privacypolicy/)とするものとします。

第2条(管轄裁判所)
この会員規約に関し訴訟の必要性が生じた場合は、訴訟に応じて、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第2章 近隣トラブル解決支援

第3条(目的)
本サービスに係る加入者(以下「会員」という)を対象として、会員が被る第三者によるつきまとい被害、その他会員が管理及び居住する家屋等への不法侵入、SNS利用等に伴うトラブル、近隣の住民や事業者などのトラブルに関して、その初期対応のアドバイスや解決のために必要な手続きの案内のほか、行政機関、専門家や専門相談窓口の紹介など、会員に対し情報を提供し、会員のトラブル解決のサポートをするものとします。

第4条(専門相談員)

本サービスは、以前に警察官の職にあった者うち、前条に記載するつきまとい、不法侵入、SNSトラブル、近隣トラブル等に精通し、当社が専門相談員としてふさわしい能力を有している者と判断し、指定した相談員によってなされるものとします。

第5条(利用資格)
本サービスは、会員及びサービス対象者に限り、利用できるものとします。

第6条(利用方法)

1. 会員は、会員規約等に記載された内容等に従って、自らの責任と負担により、本サービスを利用するものとします。
2. ご利用・受付時間は、平日の午前10時から午後6時30分まで(土、日、祝、年末年始を除く)とします。ご利用・受付時間以外の時間帯は会員専用メールアドレスにて受付し、翌営業日以降の対応とします。
3. 会員専用メールアドレスにて受け付けた相談については、本サービス相談員から一度電話連絡を実施し、電話が不通であった場合はメール等で折返しの電話連絡をご依頼しております。

第7条(サービス内容)

1. 会員から専用ダイヤル、又は、専用メールアドレスで相談・問い合わせのあった、第3条に記載するつきまとい、不法侵入、SNSトラブル、近隣トラブル等に関する相談につき、下記の情報提供を行うものとします。
 - (1) トラブル解決のために必要な措置等の案内、注意点その他初期対応のアドバイス
 - (2) 警察署、行政機関等の専門窓口、専門家等への案内
 - (3) その他トラブル解決のサポートのために必要な情報
2. 本サービスは、弁護士その他の法律専門家によって行なわれる法律相談や法的交渉ではなく、法律相談等以外の情報提供その他一般的なアドバイスを行なうものであり、何らかの法律事務を提供するものではありません。また、専門相談員が会員に代わって、第三者である相手方との交渉等を行うことは一切ありません。
3. 本相談において、法的相談や法的交渉に及ぶ可能性のある相談については、当社にて弁護士に相談のうえ、その対応の可否を検討するものとします。
4. 本サービスは、第三者によるつきまとい被害、その他会員が管理及び居住する家屋等への不法侵入、SNS利用等に伴うトラブル、近隣の住民や事業者な

どとのトラブルに関する相談であり、下記の事項についての相談は対象外とします。電話相談中、サービス対象外の事項であると当社相談員が判断した場合には、相談を中止する場合があります。

- (1) 本サービスの会員期間以前に発生したトラブルの相談
- (2) 解決支援の対象とならない近隣との日常的なトラブルの相談
- (3) つきまとい行為とは直接関係のない恋愛に関する事項、信仰その他の精神的価値観に関する事項
- (4) 法令や社会通念に反する事項
- (5) その他、情報提供が著しく困難と認められる事項
- (6) その他、当社が対象外と判断した事項

第8条(相談方法等)
1. 会員は、近隣トラブル解決支援を受けるために、本相談ダイヤルを回数制限等なく利用できます。

第9条(免責)

本サービスから提供した情報、アドバイス等は、会員がトラブルを解決するための手段であり、これらの利用を会員に強制するものではなく、その利用については、会員本人の責任と判断において行なうものとします。当社は、会員が、本サービスからの情報、アドバイス等を利用した結果、あるいはこれを利用してできなかったことにより、会員又は第三者に何らかの損害が発生したとしても、損害賠償その他いかなる責任も負わないものとします。

第3章 生活再建費用補償サービス

第1 0条(サービスの概要)

1. 生活再建費用補償サービスは、東京海上日動火災保険株式会社を引受保険会社、当社を保険契約者とする損害保険契約により、不法侵入に遭われた会員に対し、生活を再建するためにかかる費用を一定の範囲でお支払いするサービスです。

2. 会員は、生活再建に係る費用の支払いが発生するまでに所定の方法にて申請を行うものとし、既に支払いが発生している場合には本費用負担の対象外となります。詳しくは、本サービス相談窓口にお問合せください。

3. 本サービスが有効な場合に限り、生活再建費用補償サービスが利用可能となります。

第1 1条(損害保険契約の主な内容)

損害保険契約の主な内容は次のとおりです。

1. 日本国内に住む会員が居住する建物または戸室(以下、対象戸室)の占有部分に対する不法侵入の被害に遭うことによる生じた損害に対して、次の保険金が5万円を限度に支払います。ただし、所轄警察署に被害届が受理された場合に限りです。
 - (ア) 保険の対象である家財に生じた損害(損害保険金)
(イ) 対象戸室の鍵の交換費用(セキュリティ対策費用保険金(*))
 - (ウ) 事故の再発防止のためのセキュリティ機器(防犯カメラ、センサーライト、補助鍵、ガラス窓強化フィルム等)の賃借または購入費用(セキュリティ対策費用保険金(*))
- (*) 事故発生から30日以内に当社に通知され、かつ事故の発生から180日以内に支払った必要かつ有益な費用に限りです。

2. 保険金を支払うのは、会員ごとにサービス加入日から1年ごとに1回を限度とします。
3. 会員が加入している他の損害保険にて本条1と同様の保険金が支払われる場合には、本保険に優先して支払われるものとします。
4. 会員が本条にかかる保険金の支払を請求する場合は、当社での次の事項の確認を必須とします。

- (1) 警察に受理された被害届受理番号
 - (2) 臨時費用ならびに事故再発防止費用の支出にかかった領収書等の提出
- 第1 2条(保険金をお支払いしない主な場合)

1. 次のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。
- (1) 本サービス開始日から30日以内に発生した事故による損害
- (2) 本サービス開始日より前に既に発生していた事故による損害

- (3) 被害届または申出が警察に受理されていない事故による損害
- (4) 会員またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害
- (5) 前記(4)に掲げる者以外の者が保険金の全部または一部を受け取る場合において、その者(その者が法人である場合は、その理事、取締役または)の業務を執行するその他の機関またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。

- (6) 会員の親族の故意によって生じた損害。ただし、会員に保険金を取得させる目的でなかった場合は、この規定を適用しませんでした。
- (7) 詐欺または横領によって保険の対象に生じた損害
- (8) 下記の物の損害

- ① 船舶、航空機、自動車、原動機付自転車、雪上オートバイ、ゴカートおよびこれらの付属品
- ② 自転車、ハンクグライダー、パラグライダー、サーフボード、ウィンドサーフィン、ラジコン模型およびこれらの付属品
- ③ 携帯電話・ポケットベル等の携帯式通信機器、ノート型パソコン、ワープロ等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品
- ④ 義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡その他のこれらに類するもの
- ⑤ 動物および植物
- ⑥ 印紙、切手
- ⑦ 通貨等、預貯金証書、クレジットカード、ローンカード、プリペイドカード、電子マネーその他これらに準ずるもの
- ⑧ 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに準ずるもの
- ⑨ 高価貴金属等
- ⑩ 手形、小切手その他の有価証券
- ⑪ 法令により会員の所有または所持が禁止されているもの
- ⑫ データ、ソフトウェアまたはプログラム等の無体物
- ⑬ 乗車券等

- (9) 下記の事由に起因する損害
- ① 風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類するもの、保険の対象を収容する建物内への吹き込み、浸み込みまたは漏入によって生じた損害(以下「吹き込み等損害」といいます)。
- ② 会員または会員側に属する者(会員が法人である場合は、その理事、取締役または)の業務を執行するその他の機関をいいます。)の労働争議に伴う暴力行為または破壊行為によって生じた損害
- ③ 土地の沈下、移動、隆起、振動等によって生じた損害

- ④ 保険の対象が対象戸室の建物内に収容されていないときに生じた損害

- (10) 保険の対象である家財のうち、楽器に対して生じた次のいずれかの損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 弦のみまたはピアノ線のみが切断した楽器の弦またはピアノ線の損害
- ② 打楽器の打皮のみが破損した場合の打皮の損害
- ③ 音色または音質の変化の損害

- (11) 保険の対象である家財のうち、液体、粉体、気体等の流動体が生じたコンタミネーション、汚染物の混入、純度の低下、変質、固形化、化学変化もしくは品質の低下または分離もしくは復元が不可能もしくは困難となる等の損害に対しては、保険金を支払いません。